

(案)

労審発第 号  
平成27年9月28日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 殿

労働政策審議会  
会長 樋口 美雄

平成27年9月28日付け厚生労働省発雇児0928第1号をもって諮問の  
あった「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審  
議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(案)

(別紙)

平成27年9月28日

労働政策審議会  
会長 樋口 美雄 殿

雇用均等分科会  
分科会長 田島 優子

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成27年9月28日付け厚生労働省発雇児0928第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

本分科会は、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。